

四 境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該境界変更後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例により計算するものとする。

昭和三十五年十月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号(ただし書及び同号イからニまでこれら)の規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する数値を算定する場合には、当該算定の基礎となる当該市町村の昭和三十五年の人口、昭和四十五年の人口又は平成七年の人口(法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口)の算定方法は、次に定めるところによる。

二 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をした市町村については、当該市町村の区域以外の区域に係る国勢調査の結果による人口を除く。当該廃置分合前の市町村の国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該境界変更により当該市町村の区域となつた区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口にそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更により他の市町村の区域となつた区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

一曰」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第一条第一項第四号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成二十一年度から平成二十七年度まで」と、第二項中「昭和三十五年十月二日」とあるのは「昭和四十五年十月二日」と、「第二条第一項第一号四号ただし書及び同号イからニまで」(これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む)とあるのは「第二条第一項第四号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和三十五年の」とあるのは「昭和四十五年の」と、「昭和四十五年」とあるのは「平成二年」と、「平成七年の人口」(法第三十二条の規定により法第三十二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する基準又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口)とあるのは「平成二十七年の人口」と読み替えるものとする。(国の負担又は補助の割合の特例に係る交付金等)

（融雪施設その他の道路の附屬物を含む。次号において同じ。）、農道、林道及び漁港関連道

二 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村道

三 おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とする農道

四 当該林道に係る森林の利用区域面積がおおむね三十ヘクタール以上の林道

法第十二条第一項第三号の地場産業の振興に資する施設で政令で定めるものは、技能修得施設、試験研究施設、生産施設、加工施設及び流通販売施設とする。

法第十二条第一項第二十二条号の集落の整備のための政令で定める用地及び住宅は、法第六条第一項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に基づき、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地（移転跡地を含む。）及び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）とする。

法第十二条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。

一 太陽光を電気に変換するための施設又は設備

二 風力を発電に利用するための施設又は設備

三 水力を発電に利用するための施設又は設備

四 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

五 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

七 バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下この項において同じ。）又はバイオマスを原材とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

- 八 バイオマスを原燃料とする燃料を製造するための施設又は設備

法第十二条第一項第二十四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）

二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道

三 林業用として継続的な使用に供される作業路

四 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の經營の近代化のための施設

五 商店街振興のために必要な共同利用施設

六 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設

七 除雪機械

八 簡易水道施設

九 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター

十 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備（法第十二条第一項第十八条号に掲げる施設に該当するものを除く。）

十一 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅

（基幹道路の指定等）

第七条 法第十四条第一項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港閑連道については農林水産大臣とする。

2 都道府県は、法第十四条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第十四条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第479号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができる。
5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならぬ。

二 下水道法第十六条の規定により施設に関する工事を行うことを承認し、及び同法第三十三条の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

三 下水道法第十七条の規定により施設に関する工事の施行に要する費用の負担について協議すること。

四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により同号に規定する者と協議し、並びに同法第三十三条の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

五 下水道法第三十二条の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他の人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせ、並びにこれらの方行為による損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

六 下水道法第三十八条第一項若しくは第二項に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同条第二項第二号又は第三号に該当する場合にはおいては、同項に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

七 下水道法第三十八条第四項及び第五項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

八 下水道法第四十一条の規定により協議すること。

3 前項に規定する都道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第五号に掲げる権限（損失の補償に係るものに限る。）及び同項第七号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 都道府県は、法第五十五条第三項の規定により公共下水道管理者に代わって第二項第四号、第六号又は第八号の権限を行ったときは、遅滞なく

く、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならない。

土地の区域において新たに第六条第五号の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号に掲げる母子健康センターを整備するものについては、同日において当該地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第六条第五号の規定による改正後の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号に掲げる母子健康包括支援センターを整備するものとみなす。

第五条 第九条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令第四条第一項第四号及び第二項第八号並びに第十四条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この条において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年三月三一日政令第一二六号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公共団体が、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十一号）による改正前の過疎地域自立促進特別措置法（以下この項において「旧過疎自立促進法」という。）の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村の区域内において旧過疎自立促進法第三十条に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を平成二十九年三月三十日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十号）第十一条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎自立促進法第三十一条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成三十一年九月二八日政令第二八〇号）	抄
第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。	第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。